

議案第 1 1 号

飛騨市障害者施策推進協議会設置条例を廃止する条例について

飛騨市障害者施策推進協議会設置条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

飛騨市障害者施策推進協議会の役割を、飛騨市障害者自立支援協議会が担うことに伴う廃止

飛驒市障害者施策推進協議会設置条例を廃止する条例

飛驒市障害者施策推進協議会設置条例（平成18年飛驒市条例第16号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（飛驒市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 飛驒市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年飛驒市条例第53号）の一部を次のように改正する。
別表条例で設置する附属機関の構成員の部障害者施策推進協議会委員の項を削る。

飛騨市障害者施策推進協議会設置条例を廃止する条例(案) 要旨

1 廃止の趣旨

飛騨市障害者施策推進協議会の役割を、飛騨市障害者自立支援協議会が担うことに伴う廃止

2 廃止の背景等

- (1) 飛騨市障害者施策推進協議会は、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議するため、障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づき平成18年4月に設置したが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき設置した飛騨市障害者自立支援協議会が当該施策推進協議会の役割を担うことができることから廃止するもの。
- (2) 飛騨市障害者施策推進協議会の廃止に伴い、併せて飛騨市非常勤の特別職職員員の報酬及び費用弁償に関する条例中の当該施策推進協議会に係る規定を削るもの。

3 施行日 公布の日